

## 業務責任者講習会

「医療事務サービス認定制度」の認定基準のとおり、サービス提供体制の認定基準として、医療事務について十分な知識・経験を有する『業務責任者』を1事業者において1名以上配置する事となっています。

また、『医療事務サービス認定』を受けようとする企業・団体は、業務責任者について必要とされる資格を証する書類として、

1) 当協会主催の業務責任者講習会修了証の写し

2) 医療事務に係る公益法人の試験合格証の写し

を提出する事が決められています。

当講習会は、業務責任者の育成・技能向上のために定期的で開催されています。

場 所	(大阪) 平成17年 9月26日 (仙台) 平成17年 9月30日 (福岡) 平成17年10月 4日 (沖縄) 平成18年10月14日
日 程	日 程 1. 事務局より説明 医療事務サービス認定制度、労働者派遣法について 2. 講義 「医療機関の社会的使命と組織、医療事務サービスの役割、 医療事務サービスの将来像」 3. 質疑応答 4. 終了